

群馬県公立高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱

（通則）

第1条 群馬県に所在する公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）（以下、「公立高等学校等」という。）における高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）の支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和7年4月8日文部科学大臣決定。令和7年5月2日一部改正）及び高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）の取扱いについて（令和7年4月8日付文部科学省初等中等教育局長決定。令和7年6月11日一部改正）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。
- 二 就学支援金 法第6条第1項の規定に基づく高等学校等就学支援金をいう。
- 三 臨時支援金 この要綱に基づき支給する高校生等臨時支援金をいう。

（目的）

第3条 群馬県公立高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）は、法第3条第2項第3号の規定により就学支援金が支給されていない公立高等学校等に在籍する生徒に対して、臨時支援金を支給することにより、公立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（高校生等臨時支援金）

第4条 群馬県教育委員会は、予算の範囲内で、本要綱に定めるところにより、次の各号に該当する生徒に対して、臨時支援金を支給するものとする。

- 一 公立高等学校等に在籍する生徒で、第5条第1項各号の全てに該当し、所定の申請を行った者（以下、「在籍生徒」と言う。）
- 二 公立高等学校等を令和7年度中に退学した生徒で、当該学校に在籍していた期間において第5条第1項各号の全てに該当していたが、所定の申請を行う前に退学した者（以下、「退学生徒」と言う。）

(支給要件)

第5条 臨時支援金は、次の各号の全てに該当し、所定の申請を行った者に支給する。

- 一 日本国内に住所を有する者
 - 二 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
 - 三 法第3条第2項第2号に該当しない者
 - 四 法第3条第2項第3号に該当することにより保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められなかった者、又はそれに相当するものと認められる者
- 2 前項第4号の規定は、就学支援金の認定申請又は収入状況届出を行い、令和7年度の就学支援金に不支給の期間がある者とする。

(交付対象)

第6条 県立の公立高等学校等の在籍生徒（臨時支援金の受給資格の認定前に退学した生徒を含む。）に対する臨時支援金は、当該生徒に直接支給するのではなく、当該生徒が県に納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てるものとし、授業料債権の弁済に充てることをもって臨時支援金を当該生徒に支給したものとみなす。

- 2 県立を除く公立高等学校等の在籍生徒（臨時支援金の受給資格の認定前に退学した生徒を含む。）に対する臨時支援金は、その学校を設置する各市長及び利根沼田学校組合理事長（以下「設置者」という。）が、当該生徒に代わって受領し、その有する当該生徒の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。
- 3 退学生徒に対する臨時支援金は、当該生徒に直接支給する。

(算定対象期間)

第7条 在籍生徒に支給する臨時支援金の支給の算定対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とする。

- 2 退学生徒に支給する臨時支援金の支給の算定対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で、退学した公立高等学校等に当該生徒が在籍した期間とする。

(支給額等)

第8条 在籍生徒に支給する臨時支援金の額は、当該生徒が在学する公立高等学校等の授業料の年額に相当する額とし、別表に定める額を支給上限額とする。ただし、当該生徒等が令和7年度中に就学支援金の支給を受ける月がある場合その他令和7年度中に法第2条に規定する高等学校等を退学した生徒の退学前に在学していた期間等の勘案すべき事情がある場合には、就学支援金の支給を受けている月の合計額

その他令和7年度に退学した法第2条に規定する高等学校等の授業料に相当する額等を勘案し、必要な調整を行う。

- 2 退学生徒に支給する臨時支援金の額は、当該生徒が退学した公立高等学校等に在学していた期間において第5条第1項各号の全てに該当する者が当該学校に在籍した期間に係る授業料額に相当する額とし、別表に定める額を支給上限額とする。ただし、当該生徒が令和7年度中に就学支援金の支給を受ける月がある場合には、就学支援金の支給を受けている月の合計額を除いた額とする。

(支給申請及び決定)

第9条 臨時支援金の支給を受けようとする在籍生徒は、受給資格認定申請書（第1号様式）に就学支援金制度による認定情報等を添付（転学した生徒については高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給状況報告書（第2号様式）も添付）し、学校長を経由して別に定める期日までに群馬県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 当該学校に在籍した期間に係る臨時支援金の支給を受けようとする退学生徒は、退学した高等学校等に係る高校生等臨時支援金受給資格認定申請書（第3号様式）を、学校長を経由して別に定める期日までに群馬県教育委員会に提出しなければならない。
- 3 群馬県教育委員会は、第1項又は第2項の認定申請書の提出があったときは、審査の上、認定（支給）又は不認定を決定し、学校長を経由して申請した在籍生徒又は退学生徒に通知するものとする。

(退学等)

第10条 学校長は、前条第3項の規定により受給資格の認定を受けた在籍生徒（以下、「受給者」という。）が退学し、休学し、又は留学するときは、速やかに群馬県教育委員会に届け出なければならない。

(支給額の変更)

第11条 群馬県教育委員会は、臨時支援金の支給額に変更が生じたときは、学校長を経由して受給者に通知するものとする。

(受給資格の取消し等)

第12条 群馬県教育委員会は、第9条第3項の規定により受給資格の認定を受けた在籍生徒又は退学生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、臨時支援金の受給資格を取り消すとともに支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により臨時支援金に係る申請を行ったとき。

二 その他臨時支援金を支給することが適当でないとき群馬県教育委員会が認めるとき。

2 群馬県教育委員会は、前項の規定により臨時支援金の受給資格を取り消したときは、学校長を経由して当該生徒に通知するものとする。

(交付申請)

第13条 臨時支援金及び事務費補助金（以下「臨時支援金等」という。）の交付を受けようとする設置者は、交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに群馬県教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定等)

第14条 群馬県教育委員会は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、臨時支援金等を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 群馬県教育委員会は、前項の交付の決定をする場合において、臨時支援金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 群馬県教育委員会は、臨時支援金等の交付の決定をしたときは、第5号様式により設置者に交付の決定を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第15条 前条第1項の交付の決定を受けた設置者は、臨時支援金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるため、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、群馬県教育委員会に臨時支援金等交付申請取下書を提出しなければならない。

(交付の変更)

第16条 臨時支援金等の交付決定を受けた設置者は、交付決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（第6号様式）に関係書類を添えて、群馬県教育委員会に提出しなければならない。

2 第14条の規定は、前項に規定する交付の決定の変更に係る審査及び通知について準用する。この場合、「第5号様式」は「第7号様式」と読み替えるものとする。

(対象事業の中止又は廃止)

第17条 設置者は、臨時支援金の支給を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を群馬県教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第18条 群馬県教育委員会は、臨時支援金等の交付に関し必要があるときは、設置者に対して報告を求め、書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に必要な調査をさせることができる。

(臨時支援金等の支払)

第19条 臨時支援金の支払は、原則として第21条の規定により交付すべき臨時支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、臨時支援金の全部または一部について概算払することができる。

2 設置者は、臨時支援金の支払いを受けようとするときは、支払請求書（第9号様式）に経費の算定に必要な書類を添え、別に定めるところにより、群馬県教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第20条 臨時支援金等の交付決定（第16条第2項の変更交付決定を含む。以下同じ。）を受けた設置者は、当該交付決定の日の属する年度の3月31日までに、実績報告書（第10号様式）を群馬県教育委員会に提出しなければならない。

(臨時支援金等の額の確定)

第21条 群馬県教育委員会は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、臨時支援金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき臨時支援金等の額を確定し、確定通知書（第11号様式）により設置者に通知するものとする。

(臨時支援金等の返還)

第22条 群馬県教育委員会は、前条の規定による臨時支援金等の額の確定をした場合において、既にその額を超える臨時支援金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の期限は、返還を命じた日から起算して20日以内とする。

3 設置者は、第1項の規定により返還を命ぜられ、これを期限内に納付しなかったときは、未納に係る金額につき、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第23条 群馬県教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、第14条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 設置者が、法令、本要綱、臨時支援金等の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく群馬県教育委員会の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 設置者が、臨時支援金等を臨時支援金等以外の用途に使用した場合
- 三 設置者が、臨時支援金等に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- 四 交付の決定後に生じた事情の変更等により、臨時支援金等の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 群馬県教育委員会は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は変更したときは、期限を定めて、交付した臨時支援金等のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前条の規定は、前項の規定による命令をした場合について準用する。

(書類の整備等)

第24条 臨時支援金等の交付を受けた設置者は、臨時支援金等の授受及び経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え付け、臨時支援金等の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、臨時支援金等の交付に関し必要な事項は、群馬県教育委員会が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(適用除外)

第2条 群馬県公立高等学校等学び直し支援金交付要綱（令和7年6月20日一部改正）の規定に基づき、学び直し支援金の支給対象となる生徒には、この要綱による臨時支援金は支給しないものとする。

別表

| 学校の区分 | 定額授業料の場合 | 単位制授業料の場合 |
|-------------|-------------|----------------------------|
| 高等学校 全日制 | 118,800 円/年 | |
| 高等学校 定時制 | 32,400 円/年 | 1,740 円 /単位 ※年間 18 単位まで |
| 高等学校 通信制 | | 336 円 /単位 ※年間 18 単位まで |
| 中等教育学校 後期課程 | 118,800 円/年 | |